

# 令和5年度和泊町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和5年4月1日

## 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進（以下、「障害者優先調達推進」という。）を図ることを目的とする。

## 2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本町のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

## 3 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、調達の推進に努めるものとする。
- (3) 物品等の調達にあたっては、町内の障害者就労施設等からの調達に可能な限り努めるものとする。
- (4) 調達する品目等の種類は、分野を限定することなく、町が発注する物品等のうち障害者就労施設等が供給可能なものとする。

## 4 調達の推進方法

- (1) 保健福祉課は、役場各関係機関及び職員に対し、障害者優先調達推進法の趣旨を周知する。
- (2) 保健福祉課は、障害者就労施設等に対し、障害者優先調達推進法の趣旨を周知し、調達可能な物品等の提供拡大に向けて指導・育成を図る。
- (3) 各機関が円滑に調達を行えるよう、保健福祉課は障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、各機関に対しこれを提供する。
- (4) 各機関は、提供された情報を基に、障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達の可能性について十分に検討し、購入数量、納期の設定などについて配慮する。

- (5) 保健福祉課は、物品等の購入依頼があった場合は、方針を周知するとともに、町内の障害者就労施設等からの物品調達の推進に可能な限り協力するよう要請する。
- (6) 保健福祉課は、本調達方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により速やかに公表する。
- (7) 本方針を策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。

## 5 調達目標

令和5年度の調達目標は、前年度実績以上となるよう努めるものとする。